

令和 7 年度 税制改正について

令和 7 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 75 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第 75 回税理士試験において適用される法令等は令和 7 年 4 月 4 日現在施行のものとされております。

◇ 所得税法

< 概要・制度趣旨 >

令和 7 年度税制改正項目のうち第 75 回本試験へ向けて対策すべきものは以下のとおりです。

① 各種特別償却・特別税額控除の適用期限の延長

次の特例につき、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで延長されました。

- ・ 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 3）
- ・ 特定の中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 3）
- ・ 医療用機器等の特別償却（措法 12 の 2）

② 住宅借入金等（認定住宅等）特別税額控除の子育て支援特例の適用期限の延長

本人又は配偶者のいずれかが年令 40 才未満である者又は年令 19 才未満の扶養親族を有する者が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和 7 年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額が次のとおりとされました。（昨年と同様の特例がありましたが、そちらの適用期限が 1 年延長されました。）

(イ) **認定住宅…5,000 万円**

(ロ) **特定エネルギー消費性能向上住宅…4,500 万円**

(ハ) **エネルギー消費性能向上住宅…4,000 万円**

③ 年収の壁（103 万の壁）の緩和等のための、人的控除等の改正（令和 7 年 12 月 1 日より施行）

- ・ 給与所得控除額の最低保障額が 65 万円に引き上げられ、また、基礎控除の控除額が合計所得金額に応じて引き上げられました。合わせて、家内労働者等の所得計算の特例における必要経費の最低保障額も 65 万円に引き上げられました。
- ・ 上記に合わせて、ひとり親控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除、雑損控除などの親族所得要件も改正がされております。
- ・ 年令 19～22 歳の親族を有する一定の場合において適用がある「特定親族特別控除」が新設されました。親族の合計所得金額が 58 万円を超えてしまっても、一定の金額以内であれば扶養控除に代わり、本特例の控除が適用できます。

◇法人税法

<概要・制度趣旨>

令和7年度税制改正では、リース会計基準の改正に伴う税制改正や一部の中小企業者等における税率の改正などが行われます。主な税制改正項目は次の項目です。

① リース会計基準の改正に伴う税制改正

- ・リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。

- ・減価償却限度額の改正

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとなります。

(注) 令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、**令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずることとなります。**

- ・オペレーティング・リース取引の法人税法上の取扱い

法人が各事業年度に**オペレーティング・リース取引**によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、**その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金の額に算入すること**となります。

② 中小企業者等の軽減税率

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられることとなります。

③ 特別償却

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の改正がなされることとなります。

④ 外国子会社合算税制

内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日から**4月**（現行：2月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります。

◇相続税法

<概要・制度趣旨>

令和7年度税制改正は、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与があった場合の贈与税の非課税などの改正がありました。

- ① 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与があった場合の贈与税の非課税
適用期限が2年延長され、**令和9年3月31日までの措置**となります。
- ② 個人の事業用資産の贈与税の納税猶予及び免除
受贈者について、「贈与の日まで引き続き3年以上事業に従事していること」が要件とされていましたが、「**贈与直前において事業に従事していること**」が要件とされました。
- ③ 非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例
受贈者について、「贈与の日まで引き続き3年以上役員であること」が要件とされていましたが、「**贈与直前において役員であること**」が要件とされました。

◇消費税法

<概要・制度趣旨>

国際的な整合性の観点からのリース取引に関する会計基準の変更等を踏まえ、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（いわゆる延払基準）が廃止されます。

◇固定資産税

<概要・制度趣旨>

従来勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地について住宅用地に対する課税標準の特例の対象から除かれていましたが、改正に伴い、**勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている土地についても特例の対象から除かれる**ことになりました。

◇事業税

<概要・制度趣旨>

法人事業税について「リース会計基準の見直しに伴う支払賃借料の取扱い」「ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の課税標準の特例措置の適用期限の延長」（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）、「100%子法人等への対応に係る閲覧関係書類の範囲の拡大・新たに外形標準課税の対象法人となった場合の税額激変緩和措置の創設」（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）が主な改正ポイントです。

◇住民税

<概要・制度趣旨>

前年の合計所得金額が1,805万円以下の所得割の納税義務者で**控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者を有する者**について、**定額減税**として10,000円が令和7年度の**所得割額**から控除されます。なお、道府県民税と市町村民税のそれぞれの控除額は、直前の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の比により按分した額となります。